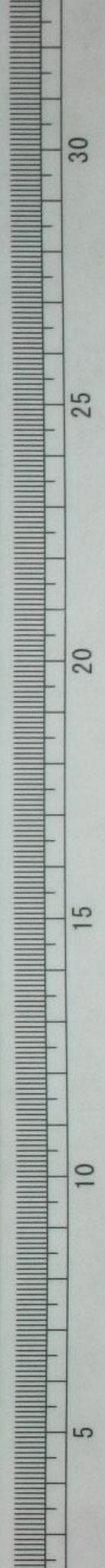


英吉利國條約並稅則

全

13
676
4





英吉利國條約英稅則

天
正
十
五
年
二
月
花
房
仙
文
郎
氏
書

4 13
676
4

帝國大日本大君と大親利太泥亞およりい意向案

去の女王と永く親睦此意を堅く一且其各臣

民貿易の交通と容易みせん事を欲して此平和

懇親およりい貿易の條約およせん事を定し

日本大君を水野筑後も永升去著以升と佐徳書

塔鐵初正岩灘肥後も津田半之助およせん事を定し

親利太泥亞およりい意向案去此女王八月日本お

三十一

我たるエルギンエンキンカルギン命ト双方委任の
書と照意して个文此條と合議決定を

第一條

日本大君と額利太泥亜おの意而榮去の女王其
親族并世々と其互の所領居民の間ふ永久の平和
懇親あり

第二條

日本大君ちロンドンに在る政事おのる役人と
任ト英と額利太泥亜に各港の中にお在る諸元
締の役人おのる貿易を安置する役人と任ト其
政事おのる役人おのる領土を備此役人おのる故
障なく額利太泥亜の國内を旅行する

額利太泥亜おのる意而榮去の女王おのる在
留するためのデプロマチーキアгент英と此條約定

額利太泥垂貿易の爲ふ用きたる日本の各港に中
ふ在場あるコンシユル或ハコンシユライルアゲントを命じし
其チゴロマチーキアゲントおよびコンシユルゼ子ラールを故障
なく日本国内を旅するべし

第二條

神奈川、長崎、箱館、港および町を安政六年六月

二月 西洋紀元千八百五十九年七月一日 小額利太泥垂臣民にたれふ用

魚—其外次ふりふ市の場取を船限の魚り額利太

泥垂臣民の爲ふ開く魚—

兵庫年七月より九月十二月の後より 千八百五十年一月一日

新潟若杉村合の事あらわ代りの港を日本の

西海岸あて年七月より九月十六ヶ月の後より 千八百五十年一月一日

開く魚—

並小裁せし各港および町ふおわく額利太泥垂臣

民居留と許すべし彼等一箇の地を賃と以て借りて
地ふ所の建物或賃入申物多く且住宅倉庫を建
る事と許すべし是と違ふに托しと要害の
場市と當むべし此此種ふ種いしむる為を違物
と當後修補する時日本役人見分する事當然と
すべし

額利を泥 亞居民その建物にたぬ得る一箇の場市
およひ港々の規定ハ各所の日本役人と額利を泥
亞コンシユルと定むべし若同きしかたは附ハき事件を
日本政府と額利太泥 亞ヂプロマチーキアセントふルし
事と定せしむべし居留場の周圍より門牆と及び
出入自主めしむべし

日本開港の場市ふおのき額利太泥 亞居民控分の
規定たのこし

神奈川

大井川筋を限ると他は各方へ九十里

箱館

各方へ九十里

兵庫

京師を距る事十里の地へは船利太泥置人を入り
管小舟を方角を除き各方へ十里且其岸は港の
京師へは各方より海濱との間筋を頼むべし

船く里敷は各港此より前又ハ津周筋より

陸路の程あり

長崎

其所の周圍ふある津利置を限るとい

新堀川海軍の上境界を定む

江戸

年七月より九月ヶ月の後より 十八百二十年
一月一日

大坂

同前九月二十ヶ月の後より 十八百二十年
一月一日

右二ヶ所を只高賣を為すためふのみ迄届を

る一此支所ふおわく船利太泥置置民家屋

と價錢似く倍々人き相ある一區の場所

およりい歩新まへき程を過て日本役人と

船利太泥置デプロマチーキアゲントと定むへ

第十四條

日本に在る額利右泥亞居民の間より起る争ハ額利右泥亞司人の裁断あり

第十五條

額利右泥亞居民小對一悪事とある日本人を日本司人せし紀一日本法度不遵く罪せし一日本人或は外國の居民と對一悪事とある額利右泥亞居民とコンシユル或は其他の友人とせし紀一額利右泥亞の法度不遵く罪せし一裁断の双方ふおのり偏頗あり

第十六條

額利右泥亞人日本人は法をくはへき事ありコンシユル館より起る争は貴人一コンシユル吟味の上実を小の事とせし一第一若かり日本人より額利右泥

亞人不能てコンシユルへ以て為る事あるとも又コンシユル
實に又其の由を以て若しコンシユル是と云ふこと一から其の
日本司人へ申す候は吟味し而然の判断とあり

第七條

額利太泥亞人日本商人は連債のり候ふと有り
又其好曲のり附らコンシユル其と裁断し候重し
候りむ應し日本商人の額利太泥亞人亦連債あり

亦日本商人亦其の由を以て其の由候たり

日本奉所額利太泥亞コンシユルハ双方の商人の連債
と候ふ事あり

第八條

在留の額利太泥亞人日本の職民を雇ひ給用事
免る事あり

第九條

在苗の額利太泥亞人自ら其國の宗有を念し洋布
と岳苗の場布を營む支障あり

第十條

外國の諸貨幣は日本の貨幣と同種の目量を以て
通用せしむべし

双方此國人互に物價を拂ふに日本と外國との貨
幣を用ふる事妨るべし

日本外國此貨幣の慣はれしを以て開港の後凡て本
の開港の收不あり日本此貨幣を以て額利太泥亞
人形貨引智渡せしむべし其割合は差出のふ
及らむ

日本諸貨幣ハ 海濱と
除く輸出せしむる事を得并外國の金銀
ハ貨幣と爲るも濫るるも輸出せしむべし

第十一條

額利太泥亞海軍の爲用意の品を神奈川長崎箱館
の月と陸揚し庫内は納め額利太泥亞商人守護する
その不運上の沙汰不及を以て若し其を賣拂ふ時を買
得る人より規定の運上を日本収所は納む人ト

第十二條

額利太泥亞船日本海岸より被船又は漂着し或は
危難を遭ふ事を知らば其所の目人は是を救ふ
厚く救助をせしむ最果此の元へ送り渡す人ト

第十三條

額利太泥亞商船日本の開する港より来る時其規定
の租税及び通債拂済した港を以て川水先業員を
存ふ事勝手たるト

第十四條

額利太泥亞人開する各港より諸品物を輸入し賣拂

其價を以て賣る買と爲す

第十六條

輸入の貨物定例に運上拂済の上日本入より因
中々搬送するとも別な運上と取替ふ事とす

第十七條

額利太泥亜高船開きたる港より品物を輸入し税定
の運上納済の物書物と毎々其品物を他より開きた
る港より船積し一渡揚するとも重税を有さしむ

第十八條

開きたる港より日本商人密商奸曲を防ぐ事相當
に税別と爲す

第十九條

過料の上その類を於て日本及び其屬と爲す

第二十條

此條約の添付する高法の別冊と本書同指双方の臣民互に遵守せしむ

日本貴官又主事任の役人と日本よ來たる領利を泥亞國のチプロマチーキアгентと此條約の規則を別冊の條と全納せしむる爲の體裁等後判を逐々

第二十一條

此條約を日本英吉利及和榮領ありし書一各翻譯あり同義同意のりし和蘭翻譯をりし見しるし一和榮領ありしチプロマチーキアгент及コミュニライルアгентより日本司人より此公事此書を各向後英領に書せしむる此條約調判の月日より五ヶ年の間を日本或は和榮の證書を添へし

第二十二條

兩國の條約乃實地と繪し改革せん事を求
むる所と其一年前と通達し之を再繪せしむる
其事ハ今より九十四年の後ふ所とす

第二十二條

日本政府より向後外國の政府及居民と往來
し殊典ある所を親利太泥亞政府國民へも同換
の免許あるべし

第二十四條

此本書を日本よりハ大君の清名と奥印簽署し
親利太泥亞よりハ女王自ら名を記し之を個一
一年乃内江戸に於て取替すべし右取替り多
安政五年七月十八日江戸に於て第一載する
兩國の役人署名を記し個一なるもの也

税
則

水野筑後守 宛押

永井玄蕃頭 日

井上信濃守 日

堀 織部正 日

岩瀬肥後守 日

津田半三郎 日

日本開きたる港よりおのれ船利右泥垂高氏

貿易の章程

第一則

日本開港の場所へ船利右泥垂高船入津次第二十

四時中

船利右泥垂の四十八時
但日曜日を除く

小船又其路を走る者

より日本及び所へ船利右泥垂コンシユルの徳取の書付を

若し其書付を

此清取書と額利と泥匣圖の控を總する船目録
其外の書類と額利と泥匣コンシユルへ紙付ある
儘の書なり

其の其者ともその船の差出書を中へ

右に入洋の船は名を船の仕出場の港の港名
噸數船目或は改定する者も名を宗來船旅人の

名宗組有之者
總入る 一船の宗組人數と總するもの

一々書面の趣相違なき旨を船目或は改定する
その奥書に一他控として商人の名前と總
入る海軍のものなり

同時ふ其船積荷の書書を後より紙へ

右をその船に記号をふ番付且その目付數等
と送状と總し書ふ留し荷物引受先の人との名
張記せしものなり

船中用之の品物此目録も告書へ加ふ也

但船中用之の品も書面の趣相違なれば船目又

ち改定するもの乗書一其名称を記すべし

此告書此文面相違の虞日本十二州

額利太泥垂の二十四州
但日曜日を除く

の中ふ少附き改るたかおくちと料の少沽ふ及び

若し船波後ふより書改る宛又告書ふ書入しと

新ふおくちと十又ドルラルのと料と日本没布へ

納むべし

積荷惣目録告書中ふ載はる品と陸揚する所

かおくち其品二重の運上と日本没布へ納むべし

船目或ち改定あるもの入港の人数納方書書の

初限後と州とと料と一月毎に毎ふ六十ドル

ラルのと料と日本没布へ納むべし

第二則

日本政府より其港内入津の船軍艦と除く小運上方面
改此收人系組まする故当然あるべし

系組の者もも右收人に対し不敬なき丁寧な
取扱はし船中へ咸丈相當の用便となすべし

夜中八日本收取より待しなくも前部まで入り
は荷揚希程々出入口荷物は荷重戸口入り口と夜

中八日本收人控と却或る不封し又この取付紙
なりし蓋屋一第一待しなく是を聞き又も鑑印

封と破り取物を引出等のそのうち記せる人々も
六十ドルラルの色料を日本收取へ送るべし

日本收所へ当然の差金書と出せしむるは荷重
いし或る真事と謀むる所と次の条に宣せ

ある取取押へ日本收取へ取上屋し
荷物の中積荷目録不載はる所と取取し蓋取

細を減せんと仕組むるものも多品を日本及び
取上る

日本此開くはる港に密賣買となすは勿論
仕組有る税利を泥置船も其品を日本及び取上
上の上記せ給ふも千ドルラルの品料を細むべ
修復の多め入洋此船も運上なく積荷を陸揚
日本及び取上るものも多品を日本及び取上
等の諸入用の相違の候を申す

若し荷物の内紙賣拂ふ時を多品物丈の積定の如
日本及び取上る運上を細む

積荷を日本港内の地船へ移す時を日本及び取上
の上事情明白に相分り免状と受る上は定
運上か

海庁の輸入の禁制ある故若し日本高賣よ未だ

額利を泥重船所序の量目三斤以上船中ふす持
よは内其船量ハ日本目人取上魚一且海行張密
高一或もその事を得る率ハ海行一斤あとも十又
ドルラルの三料を日本収取ハ取上へ一

第二則

品物送る荷主又ハ引受人のよりの入津の荷
物と陸揚せんとよは引取者ハ其積荷の書出書取
日本収取ふすハ一

此書面と為至又ハ引受人此名積送りする
船の名荷物乃此号書付を積荷の斤数石高
毎品の代料と認め其書付と其書付の末ふ
認むハ一

船と此号書付を持主又ハ引受人認むる倘あき
價と申する書面は日本収取の額定ふすれり

隠し為物なきは控へて移る名並紙記を録し

右の通積前目録若出等の書類日本及不み若出

右書外引合せ積荷用意品等五調進とす品物とす

日本及不の移りたるへ

日本及不右の通積若出等品物の内或ハ惣件を定

式の色改むへ

若運上及不引上げ改む事ある時は輸入人の失

費お掛まつ成文品物の換せざる移りあり改海



のよる素のこく取始末とへしを取調方格外付

目と費はらむへ

為す或は輸入人移り指交し改海及所より引渡

はらむは希輸入の途中

日本及不若出はらむ
は希の事とす

破壊損

傷の品々心附とたる商人より若運上及所不

中より取扱ふ職業の廣潔あるもの商人以上出

倉庫組のしらせを荷物とす換一多と歩割は
一其他号番数とす小籠書小認込へ一を日本役
人立合めく倉組人署名と記すへ一右の籠札並
持系の差出書へ添書の内容と引落すへ一を條
約第十又一條の五換の五運上役所ふく取扱ふ事
故障ありへ一

諸運上船積の後運上役所より陸揚不若は免許
状と後すへ一亦他後方を運上役所めくも船中ふ
くも其者此預ふ但しへ一
輪舟と極りある荷物の船と輸送する前度と運
上役所へ船名荷物の記号番付入言付数量目
性合英代料と記せる差出書付と出書面の
聊納たき申紙輸出人等認授く一其名前と
認むへ一

運上収取へ差出—以希船中へ積込—る為其小
運上収取へ差出—海の上禁制の品或竊—る積
乃由へ入有—る及の上日本収取へ取—る—船中
需用の品又—る宗組旅客の需用衣類等—運上
収取へ差出—る—

第10則

出港手数と船入船—る日本十二冊 額利太泥重 前二
二十冊

運上収取へ中—る—此船渡中—る右手数遅くせ
—る取取扱—る勿論—る—右手数差止—る事
—る日本収取—る船目又—る額—る者其小其船
為此—る—人等—る—船中渡—る額利太泥重—る—
中達—る—

額利太泥重軍艦へ入港出港運上筋の手数小及
—る—運上収取—る—者其小其船—る—

またあつて二百二十ドルラルのと料を日本収布へ
納むる

第六別

噸税を日本開港の場布よおのく額利太泥運商
船より取立はといへともた乃規定のを其地より運
上収布よ納むる

吾船の入港を敷ふ付十ドルラル

吾船の出港を敷ふ付七ドルラル

支この免状ふ付五ドルラル

場布よ健康状ふ付五ドルラル

其外の名書ふ付五ドルラル

第七別

惣て日本開港の場布へ陸揚する物品よれたの運
上目録ふ付其地の運上収布よ租税を納むる

第一類

貨幣より造りある金銀及び造りある金銀貨

用の衣服家敷及び高貴のためあせたる書籍

何れも日本居留のころあそぶ者の所持の品

に限る也

右の品より運上なり

第二類

凡そ船の造立綱具修繕或は船装のためあつて用

ゆる品は鯨漁具此類

漁獲食物の儲類

パン及びパンの粉

生つた鳥獣類

石炭

家産造るための材木米穀燕鮒の巻械木綿

及羊毛の織物の

トタン 沼 湯 生 絹

右に記すものとみ分の運上と納むる

第三類

如く蒸溜或は醸し種々此製法より造りしる

一切の酒類

右に記すものとみ分の運上と納むる

第四類

凡て茶葉と茶葉の類は凡て此類に属す

運上と納むる

金銀貨幣 秤錙の外 日本に産する糖類と

如く輸出する糖類は凡て此類に属す

米 麦 小麦 日本産 此類に属す 泥 煙 人 糞 等

糸 組 する もの 及 船 中 旅 客 食 料 の た ん 子 等

意を興へたるも種ありて輸出は其事と許
さる

額利太泥亜船めく開きしる港は持りしり
外國の穀物も陸上けせある時を放逐も
要し輸出も

日本産より雨の洞を日本要用の船分向まはす
時を分けられぬく賣渡す人し

神奈川と開港の後又今年より日本或ハ額利
太泥亜政府は望みもく出港入港の税則を再
儀す魚

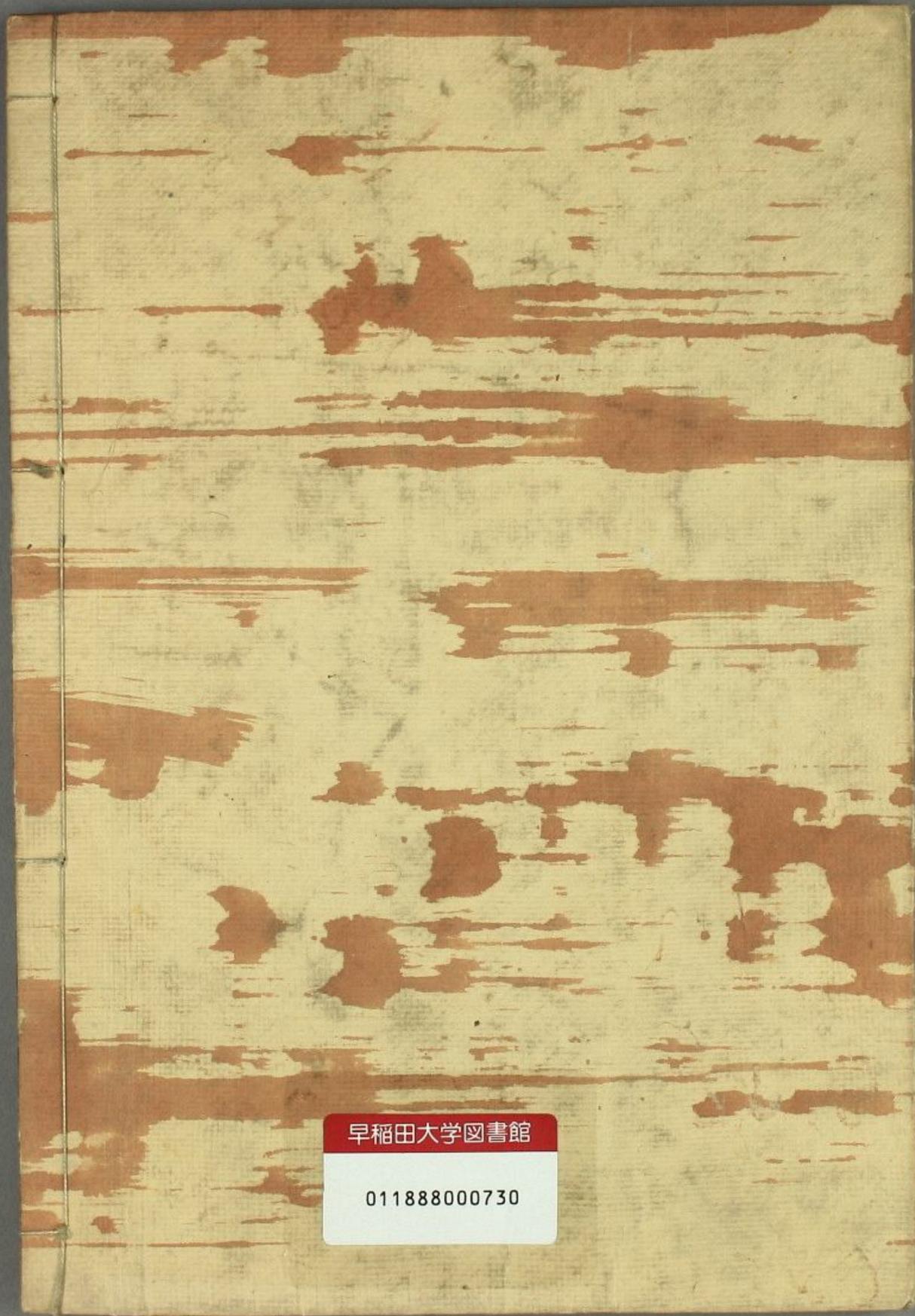
- 水野筑後 島 松押
- 永井玄蕃 願 目
- 井上伝濃 島 目
- 堀 織部 正 目

廿八

岩瀬肥後島日

津田半三郎日

大別... 津田半三郎... 岩瀬肥後島...



早稲田大学図書館

011888000730